

第七十五回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第五号

昭和五十年二月十三日(木曜日)
午後六時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 松垣徳太郎君
理事 河本嘉久蔵君
山崎 五郎君
辻 一彦君
鈴木 一弘君
栗林 卓司君

委員

青木 一男君
嶋崎 均君
土屋 義彦君
中西 一郎君
嶋山威一郎君
藤川 一秋君
細川 護熙君
柳田桃太郎君
吉田 実君
大塚 喬君
寺田 熊雄君
野々山一三君
矢追 秀彦君
近藤 忠孝君
野末 陳平君

衆議院議員

大蔵委員長代理 理事 村山 達雄君

政府委員

大蔵政務次官 堀木 又三君
大蔵省主税局長 中橋敬次郎君
農林大臣官房審議官 今村 宣夫君

事務局側

常任委員会専門員 杉本 金馬君

説明員

農林大臣官房審議官 二瓶 博君

本日の会議に付した案件

○昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

まず、衆議院大蔵委員長代理理事村山達雄君から趣旨説明を聴取いたします。村山君。

○衆議院議員(村山達雄君) ただいま議題となりました昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、去る二月七日衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたのであります。

御承知のとおり、政府は、昭和四十九年度におきまして稲作転換対策推進のために、稲作の転換を行う者等に対して、奨励補助金または協力特別交付金を交付することとしておりますが、本案は、これらの補助金等に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金等のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについて

は、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めることとしております。

したがって、個人の場合は、その所得の計算に当たり、四十万円までの特別控除が認められ、これを超える部分の金額につきまして、その半額が課税対象から除かれることとなります。

また、法人の場合には、取得した固定資産の帳簿価額から、その取得に充てた補助金等の額を減額することにより、その減額分が損金と認められ、補助金等を受けたことに伴い直ちに課税関係が発生しないこととなります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和四十九年度において約三億円と見積もられるのであります。衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提案を決定するに際しまして、政府の意見を求めましたところ、大平大蔵大臣より稲作転換対策の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が、この法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松垣徳太郎君) これより質疑に入りま

す。

○大塚喬君 ただいま議題として提案されました稲作転換奨励補助金等の所得税及び法人税の特例措置に関する法案について、ただいまの提案者並びに大蔵省、農林省に若干の質問を申し上げたいと存じます。

御承知のように、いま世界的に食糧危機が叫ばれ、わが国の食糧自給率を高めるこの問題は、現下の最大の課題であらうと存じます。したがって、本案の取り扱いも、いかにしてわが国の食糧自給率を高めるか、日本の農業を守るか、こういう立場

に立つてこれから与えられた時間十分な論議を尽くしていきたいと考えておるものでございます。

で、最初に提案者にお伺いをいたしますが、世界的な食糧危機の中で日本の食糧問題、簡単に結構でございますが、どういふふうな把握をされ、どういふふうに対処されようと思はれますのか、お聞かせをいただきたいと存じます。

○衆議院議員(村山達雄君) 私たちが衆議院でおよそ理解しているところは、米につきましてはおおむねいまのところ完全自給にいたしておる。しかし、麦につきましてはとてもまだそこまではいっていない。それから一時大豆につきましては、相当いきまされたけれども、今日ではほとんどそのおそらく一〇%そこそこぐらいのものじやなからうか。飼料につきましても、御案内のようにほとんど二、三〇%か四〇%ぐらいの自給率ではないか。しかし、いまの事情からいたしまして、人口の増加、特に二年前ぐらいにおきますソ連なり、中国なりの不況というものを考えますと、食糧の自給あるいは備蓄問題というようなことが今後大きく出てくるに違いない。しかし、日本の場合は、やはり耕地面積におのずから限度がございますから、私たちが伺っているところ、たとえば現在の畜産物、その飼料をそのまま自給しようとしても大変な面積を要する。はつきり覚えておりますが、五百万ヘクタールとか、あるいは一千万ヘクタールとか聞いておるわけでございまして、とてもそれはできる相談ではない。したがって、おのずからその中には限度があるけれども、しかし、今日の世界の情勢にに応じてできるだけのこととしてはいく必要がある。こういうことで政府も一生懸命やっておる、このように理解しているわけでございます。

○大塚喬君 いまの趣旨のお尋ねを大蔵政務次官にお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(堀木又三君) ただいま提案者の方か

七万ヘクタールの休耕田が大部分は、相当の大部分は稲作に戻り、あるいは転作に向かったりということ、生産に復帰をしたというふうに見えておられる。一部、不耕作というふうなことで若干残っているものもあるのではないかと、かように思っております。

○大塚喬君 その実際に草ぼうぼうになって廃田というか、もういま現在稲作に復帰をしない、こういうものがどの程度あるか、これはわかりませんか。

○説明員(二瓶博君) その二十七万ヘクタールのうち、大部分は稲作に復帰をした、こう見えておられるが、およそ八万五千ヘクタール程度の水田がまあ不耕作になっておられるのではないかと、大体これは主として山間地の谷地田とか、あるいは都市近郊、そういうところの転用待ちと申しますか、転作農家のまあ不耕作にしておられるという状況が中心ではなからうかというふうな考えでおられるわけでございます。

○大塚喬君 その転作について説明をいたしたわけですが、これらの転作の作物ですね、やっぱり一番問題は、収益性の問題が――米なら安心してつくって、米なら暮らせるかと、こういう声をよく聞くわけがあります。で、これはその時期、土地によっていろいろ差はあるだろうと思うわけですが、先ほどお話しいただいた各転作の作物について、この収益性は一体どの程度保障されておられるのか、転作を奨励するということが農林省が進めてきたわけですが、この五年間の間に転作について政府が具体的にどのような措置は、これとこれとをこういうふうなやつた、こういうことについてひとつ具体的に聞かせをいただきたいと思っております。

○説明員(二瓶博君) まず、転作物の収益性がどうかということでございますけれども、一般的に収益性といいますのは、一日当たりの家族労働報酬、それからもう一つは、十アルル当たりの収益と申しますか、そういうものかと思っております。で、

そういうことでなめめと、まず一つは、家族労働報酬の面でございますが、実はいまこの農作物の生産費の調査、これが四十八年度までしかまだ出ておりません。したがって、四十八年度時点の数字でもってなめめと、家族労働一日当たりの所得、こういう面ではなめめと、やはり水稲というのが相当収益性は高いわけでございます。大豆とか、あるいは小豆、それから野菜、こういうものは高い、水稲よりも高いというところが、ただいま大豆などが高いということを申し上げましたけれども、一日当たりの家族労働報酬は高いわけでございますけれども、

〔理事山崎五郎君退席、委員長着席〕

逆に十アルル当たりでなめめと、非常にこれは低いというふうな逆の形に相なっております。むしろ十アルル当たりで見ますと、ミカン、リンゴというふうな果物類とか、あるいはナス、キャベツとかキウリとかというふうなそういう野菜類、こういうものが高いわけでございますけれども、小豆なり大豆なりというふうなものは、むしろ十アルル当たりのほうで見ますと低い、こういうふうな数字でございます。問題は、こういうふうな収益性の関係でございますけれども、どういふような対策をとっておるかということでございますが、稲作転換対策の面におきましては、まず一つは、転換奨励金、これは当然転作の奨励金は交付するわけでございます。この面につきましましては、十アルル当たり普通転作が三万五千円、特別転作が四万円、それから土地改良の通年施行というのにつきましましては三万円という形で奨励金は交付をいたしております。そのほかに、この稲作転換というものをさらに強力に進めていくというふうなことで、五十年度的におきましては七百四十六億円、前年度が七百四十七億円でございますけれども、これは稲作の調整金、これが前年は百三十五万トン、それから五十年は百三十五万トンという形で計画をいたしております。

で、そういう調整数量の面で減っておるということもございまして、大体前年度の補正後の七百四十七億に對しまして五十年度的においては七百四十六億、ほとんど同額の稲作転換の関係対策費を組んでおられるわけでございます。これは概念的には三つに分かれて、一つは、集団転作促進対策というもので五十年度的四百七億、それから転作促進条件整備対策、これが三百二十三億というふうなことで、極力定着性の高い転作に及ぼしていきたいということ、それらの措置等もとっているわけでございます。

○大塚喬君 質問の趣旨は、補助金を幾ら出した、奨励金を幾ら出した、こういうことはもうすでに明らかでございますので、そういうことではなくて、転作を奨励する、その裏づけの五年間に政府の施策としてどういふことをやってきたかと、こういうことが質問の趣旨でありまして、たとえば価格安定のために、流通機構改革のために転作をした、安定性を確保するためにどういふことをやってきたかというのを尋ねたわけでございます。それで時間もだんだんなくなりますが、そのほうが心配いたしましたお返りでございまして、一応五十年度的の転作奨励金が打ち切り、こういうことに五年計画でやってきたわけでありまして、考えられるわけでありまして、先ほどの答弁の中にありましたように、やっぱり米が一番安心だということで、野菜をつくった、そういう人たちがまた米に戻ったというお話がございましたが、初めの意図するところで考えれば、この奨励金が打ち切りになった、また米に戻った、こういうことになれば、この五年間やってきたことが水のあわというか、大きな成果が得られないものでおしまいになってしまおうと思われたい。こういうことで、この転作を定着させるために、一体農林省としてはどういふことを考えておられるか、ひとつ具体的にできるだけ簡潔にお答えをいただきたい。

○政府委員(今村直夫君) 転作を定着させましたために私たちがいたしましたのは、たとえば麦でございますが、麦等につきましては水田の裏作を普通転作の取り扱いにするというふうなことをやってきたわけでありまして、同時にまた、麦につきましては、従来の生産奨励に加えて、五十年度的には四十九年に續いて麦作奨励金を出し、あるいはモデル麦作集団の奨励の補助金を交付する、あるいは大規模乾燥施設をつくる、こういう形で麦の生産奨励を図りますと同時に、大豆につきましては、大豆の生産振興奨励補助金ということで四十九年度から六十年度あたり二千五百円の奨励金を交付する、あるいは機械設備の導入補助とか、あるいは大豆の原種の農産園場の設置等の生産奨励の措置を講じておられるわけでありまして、また麦あるいは大豆とあわせて、やはり牧草の導入ということが必要でございますので、牧草につきましましては、生産集団組織の育成ということを従来からやっておりました。それから、既耕地におきまして飼料作物の生産奨励対策でありますとか、あるいは五十年度的からは水田裏の利用増進の対策とか、あるいはまた緊急飼料の増産対策を三十一億七千万円で行う、こういうふうな麦、大豆飼料作物等につきましまして諸般の対策によりまして、転作物全体につきましましてその定着性を図っていききたいというふうに考えている次第であります。

○大塚喬君 いまおっしゃったことで果たして農民はこれで安心して転作したものが今後継続して農業経営をされる自信がございまして、

○政府委員(今村直夫君) いま申し上げましたいろいろな施策を講ずることによりまして、たとえば麦につきまして申し上げました、四十八年度から四十九年度にかけましては、若干であります。また大豆の増加を見たという形でありまして、また大豆につきましては、いままでよりも大体四千数百ヘクタールの増加を見たというふうなことがうなづかれます。したがって、私たちがこういう契機をつかまえて、さらにそういう奨励措置あるいは生産対策等を講じまして、その

生産の増加を図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○大塚喬君 引き続き転作の安定性を確保すると、こういう立場でお尋ねをいたしたいわけでありますが、転作をした、たとえば果樹とか桑とかというところで永年性の作物を取り入れた、御承知のように、これは現金収入までは相当の年月を要するものであります。昔から桃栗三年カキ八年というもので相当の年月を要する。この制度というのが一応五十年で打ち切りと、こういうことになりまして、一体その後どうなるんだらうというところで、これはだれでも大きな不安につきまとうことを配慮して、本当に転作を奨励し、推進をする、こういうことを取った場合には、五十年度以降のこの転作奨励の問題についても、やっぱりわれわれは真剣になつて考えなければならぬ問題だらうと思つてあります。五十年度以降、この転作奨励のために引き続きこれと同趣旨の、もつとやっぱり手厚いものでなければならぬと考えるわけでございますが、提案者にお尋ねをいたします。この問題について提案者はどういうふうにお考えになっておりますか。ひとつ簡単に結構ですからお聞かせいただきたい。

○衆議院議員(村山達雄君) これもいろいろ議論したわけですが、農政をどういうように展開するかという問題は、もちろん政府部内におきましては農林省、実体経済をあずかるところが中心になつて推進してまいるであらう。それからわが党におきましては、農林部会、総合部会を中心にしてやつてまいるであらう。野党各党でも、恐らくそれらを担当されるところが真剣に検討した上でやってくるであらうと、それがどうなるか、全くいろいろな方法があり得ると思つて、私たちが予断を持ってどうなるとか、こうなるとかいうことではない。ただここで税の方で言つておきますのは、その場合に、いまの転換奨励金と同じような扱いをするにふさわしいものがあるれば、それは検討するにやぶさかでない、こ

ういうことが議論の内容になつたわけでございます。

○大塚喬君 当初もつと時間があるということだったので、途中ではしよれということですので、委員長の指示に従つて協力させていただきます。

農産物の問題、農業の問題、これは私も本当に真剣になつて取り組まなければならぬ問題だと思つてあります。この農業を守るといふ立場で、農産物の価格は、生産費・所得補償方式をもつて計算されたものであり、正しく再生産を確保するものでなければならぬ、奨励金というものは、もともとつかみ金的なものであつて、生産費、これを完全に補償する、所得を補償する、と、こういうものになつておらないものである。このことを、私も率直に認めざるを得ないものであります。これに税をかける、これは明らかにあめをやる、それと一緒に打ちで打つというのと同じたぐいのものであらうと思つて、たとえば奨励金政策というのは、私もこれはこういうふうに簡単に受けとめております。ともかく日本の農業が壊滅をする、こういうときに米をつくるな。つくらなければ食つていけない農民に米をつくるなと言ふのですから、農民はいやもおうもなして逃げ出さなければならぬ、農業をやめなければならぬ。そこでカンフル注射、これをやつて何とか農業をひとつ続けてもらおう、日本農業を守つてもらおう、こういうことで、この奨励金政策がとられてゐるものと理解をいたしておるわけでありまして、ところが、この奨励金から税金を取る、たとえば百ccのカンフル注射をする、これで何とか息をついでくれ、生き長らえてくれ、と、こういうときに、少し税制の立場から言へば問題があるので、このカンフル注射を五〇ccでひとつがまんしろと、こういうたぐいの私は政策であると、こういうふうに率直に受けとめておるわけでございます。最終的な質問にならうと思つて、私は、この米の減税、これはいろいろ問題があつても、日本農業を守る、日本民族の将来の

ために、日本の独立のために、日本の繁栄のために、これはもうせひひとつ食糧自給ということに日本農業を守らなければならぬ、こういう立場に立つものであります。ところが今回、御承知のように、すでにいろいろの農業に関する奨励金が出されております。麦生産振興奨励補助金、これが百二十三億一千万円、大豆の生産振興奨励補助金が十七億四千七百円、飼料作物生産振興対策事業に十七億六千二百六十六万一千円の補助金

がなされております。私は、この小麦、大豆、飼料、これは政府が五年間かけて政策転換、これはもう国策の柱として大事に、重要な施策として補助金を出してこられたわけでありまして、これらについて穀物を自給する、食糧を自給する、こういう立場からいって、これは補助金を出すということとは当然の措置である。しかし、この米の減産奨励金に對して租税特別措置を図る、食糧全体の私は立場から小麦や大豆や飼料作物というのは米と區別すべきところは何か、絶対に區別してはならない、こういう考へ方に立つものであります。米並みにこれらの補助金については、これはもう単に技術的な問題だけでなしに、国家の将来のために、米並みの減税の措置をとるべきだと、こういう主張を年々強くいたしておるものでございます。ただいま申し上げました点について提案者から、提案者の率直なお考えをお聞かせいただきたい。

○衆議院議員(村山達雄君) 米の転換奨励金に限りました理由を述べればあるいはお答えになるのかもしれませんが、これは第一に、麦とかその他の奨励金と違ひまして、麦とかその他の奨励金でございまして、主として経費補助的な、あるいは価格差補給的な性質を持つてゐるわけでございます。これに對しまして、転換奨励金は、その性質から言ひまして見舞金の性質を持つております。ということは、課税上どうなるかと申しますと、転換奨励金の方はそれに見合う経費はほとんどないのでございまして、ですから事実上課税になつてしまふわけでございます。事実上課税にな

りますから見舞金の性質のものでございまして。見合いの経費はほとんどございせん。もしそれをばつておきますと、本来ならばそれは農業に付随する収入と所得税法上なりましようけれども、これは事実上実害を生ずる、休耕奨励金との関係はどうなるか、こういう問題からスタートしてゐるわけでございます。これに對しまして先生がいま挙げられました各種の奨励金は、先ほど申しましたように、生産性が低いとか価格差補給金であつたり経費補助でございまして、事実上やはり課税になる部分が非常に少ない、通り抜け勘定になるわけでございますから、課税上それほど、事実上課税になるという実例は非常に少ない、少なくなるであらう、これが第一点でございます。

それから第二点でございますが、税が一時的所得として扱つておりますのは、もう一つ転換奨励金については、御案内のようにこれは期間が定められてゐるわけでございます。五年間、こういう臨時の措置でございまして全く一時的な見舞い金、しかし、各種の奨励金、現在出ておりますが、これは別に農産物だけに限りませんで、すべてのものに出てゐるわけでございます。通産物資にも出ておりますし、その他たくさんのもので、運輸関係でもたくさん出てゐるわけでございます。これははいずれも経費補助であつて、したがってそれは価格差補給金でございまして、したがって実害も、事実上それが全部課税になつてゐることはほとんどあり得ない、そしてまた、その年限が切られていないということ、それが第二点の違ひでございます。

第三点は、御案内のように米は昭和二十六年から、非常にもうわれわれは食うや食わすだつたといふことで食糧庁もつくり、そして超過供出奨励金の非課税から始まつたことはあるわけでございます。その後早場米奨励金の中にそれが吸収されて、やはり超過供出奨励金相当額をずうっと減税してまいりました。その後基本米価の中にずうっと取り込まれて、御案内のように米が非

それからもう一つは、これは毎年議員立法で出されておりますが、これも恐らくこの問題とからむと思いますが、大蔵省いわゆる政府提案には

どうしてもできないのか、その二点をお伺いして終
わりしたいと思います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 先ほど村山議員の方
からお話のありましたとおりのことでございまし
て、米の稲作転換奨励補助金等と、それから現在
問題になっています麦、大豆、飼料作物の生産振
興奨励補助金は、私どもの考え方から申せばや
はり質的に相当違ひがあるというふうに思つてお
ります。その理由は、先ほどお話のあったとおり
私どもも考えておる次第でございます。しから
ば、それをどういうふうな形で税制上特別措置が
可能なものになるかという点でございますけれども、
も、ちょっと私もいまここですぐさまこういう
形ならば税制上特別の措置がやり得るという具体
的な考えをいま持ち合わせておりません。

それから、稲作転換奨励補助金等につきまして
は、私どもは、そのものの性格から言ひまして、
なるほど国の大きな政策転換がございましたとい
わば補償的な性格のものであるというところでござ
いますけれども、やはりこれも本来は農業所得の
収入金額に入るべきものであるというふうに考え
ております。ただそこで、政策転換が大きく臨時
緊急のものとなされたということでございま
すから、議員提案に際しましてもあえて反対を
しないというところでございますので、政府とし
て積極的にそれをいま御提案になつておる同じ
形で立法するということは、なかなか税制当局者
からいたしますと踏み切りがたい点が残つて
おるわけでございます。

○近藤忠孝君 最初、農林省にお伺いしますが、
いま矢追委員からも質問のあった五十一年度以降
どうするかというところでありますが、よくわか
らないと。しかし、農家の皆さんは、一月、二
月、すでに営農計画をつくりながら、五十一年度
以降の見通しの中で稲作にするかどうか、こうい
うことを考えるわけですね。ですから、早くしま
せんと、本当にそういう場当たり的な農政が農家
の皆さんに大きな不安と動揺を与える。この点
で、いつごろ五十一年度以降の結論が出るのか、

まず、この点についてお伺いしたいと思います。
○政府委員(今村宣夫君) 私どもは、先ほど申し
上げましたいろいろな要素を踏まえまして、五十
一年度以降の取り扱いにつきまして、いろいろ現
在鋭意検討をいたしておる段階でございまして、
まあお話しのように、早く方針を決めないと農家
の方も困るではないかというお話は、先般生産調
整対策協議会を開きましたときにもそういう要望
がございました。したがって、私たちがしま
してもそういう要望を踏まえまして、できるだけ
早く検討をして結論を得たいというふうに考えて
おるわけでございます。

○近藤忠孝君 できるだけ早くと申ししましても、
本当に早くやつてもらいたいということでありま
す。
それから次に、この生産調整並びに稲作転換の
計画が必ずしもうまくいってない、こういう事実
があるわけですね。これは、見通しとの関係から申
しますと、四十六年二月につくられた実施方針の
五十年のときの予想見込みと現状を比べてみま
すと、たとえば転作の中の飼料作物、これは二十万
ヘクタールのところが、五十年見込みは五万四千
ヘクタール、四十九年実績を見ましても六万七千
ヘクタール、また大豆等を見ましても、四十九年
の実績で四万九千ヘクタール、五十年見込みでは
さらに下がって三万九千ヘクタール、実際上本
当にうまくいってない。結局、大きな農政の失敗な
んだというところを指摘できるんじゃないかと思
うんです。今後の問題としますと、現状でもこのよ
うに飼料あるいは大豆等がどんどんまたやめてい
く、そういう可能性がやはりはないか。さらにそ
の上、奨励金打ち切つたならば、ほとんど水田に
戻つちゃうんじゃないか、この点についてどうい
うお考えをお持ちか聞きたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) いまお話がございま
した、私たちは、転作につきましてはいろいろ果
の状況その他を聴取をいたしてみましても、相当
転作が定着化しつつあるというふうに考えておる
わけでありまして、したがって、こういう転作

の行われた地域あるいは作目につきましては、ぜ
ひともその定着を図つていかなければならない
というふうに考えておるわけでありまして、したが
りまして、今後生産を拡大すべき作目をつかま
えまして、その定着性の高い転作についての転作の
奨励の必要性をどのように認識するかという観点
を踏まえまして、今後の対策を検討をしてまいり
たいと考えておるわけでございまして。

○近藤忠孝君 定着しているということですが、
じゃ、具体的に現段階でどの程度定着しておるの
か、そうしてまた奨励金を打ち切つた場合、果た
してどの程度守れるのか、この辺の見通しは具体
的にどうなんでしょう。

○政府委員(今村宣夫君) 現在の定着の状況その
他は詳しく申し上げましても時間がございませ
んが、私たちはいま先生の、委員の御指摘のよう
な点につきまして早急にいろいろ下部の組織等を使
ひまして、定着の状況、それから今後の見通し等
につきまして鋭意調査を進めておるわけでござ
います。そういう調査を踏まえまして今後の対策を
検討してまいりたいというふうに考えておりま
す。

○近藤忠孝君 その調査ともあわせて本当にこれ
が定着するよう具体的な対策を早く打ち立て
る、このことを要望いたします。

で、そこで先ほど大蔵委員からも指摘があつた
休耕田の中でも戻つていないところ約八万五
千ヘクタールという指摘がございましたけれども、
これをもとに戻していく具体的な施策がある
のかどうか、この点について聞きたいと思ひま
す。

○政府委員(今村宣夫君) 休耕田でもとへ戻つて
ない、要するに耕作放棄地が御指摘のぐら
い数量があるのではないかとこのように推定をい
たしてあります。ただしかし、これはいろいろ
事情がございまして、先ほど御説明申
し上げましたように、市街化区域の地域でありま
すとか、あるいはまた谷地田等のそういう地域の
耕作放棄でありますとかいう地域にいろいろ

問題がございまして、したがって、これが直ち
にもとへ戻るかどうかということとはなかなか問題
があるかと考えておりますが、しかしながら、
こういう時勢のときにおきまして、そういう耕作
地があるというところにつきましては、これは決
して望ましい状態ではございせん。そこで私たち
としましては、一つは、いまの現在の耕作地がど
ういう状況に置かれておるのか、それがもとへ復
帰する可能性は地帯的にどういう状態、可能性が
あるのかというふうな点も含めまして、現在不耕
作地の調査をまたこれ実施をいたしておるわけ
でございまして、それによりまして今後その利用の
可能性と利用の促進という問題を考えてまいりた
いと思つております。

それからもう一つ、農用地区域内等で不耕作で
耕作を放棄しておるという状態のものにつきま
しては、これは現在継続審議をお願いいたしてお
りまして、農振地域の整備に関する法律の中におき
まして、そういう農用地区域内における草ぼうぼう
たる不耕作地につきましては、これを都道府県知
事の認定によつて共同利用に供するという制度も
仕組んでございまして、できるだけ速やかに農振法
の通過をお願いを申し上げておる次第でございま
す。

○近藤忠孝君 大蔵省にお伺いしますが、まあ今
回の措置が米に限られたということでは補助金の性
格によるんだということですが、金の性格
というものは、そんなにばきりしたものだ
ろうかということですね。先ほどの説明ですと、
見舞い金的性格と、それから経費援助的な性格が
違ふのだということですが、しかし、どこまでが
見舞い金で、どこまでが経費援助なのか、この点
の区別は必ずしも学問的に基準があるわけじゃあ
りませんし、法的に言ひましてもそんな基準は詰
めていきますとわからなくなるわけですね。この
間も、これは公害被害の性格について議論をした
わけですが、その点の区別はなかなかむず
かしいわけですね。と、なりますと、性格をどう把
握するかということは、これはすぐれて政治的な

判断のものじゃなからうかと思うんです。ですから、農業自身が今日の高度経済成長、こういう中で今日の事態になってきたという、そういうことから申しますと、農業全体に対する懸念的な見舞い金的な性格と、そういうぐあいに考える余地があるんじゃないかと思うんですが、その点についての御見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 私どもの立場から申せば、先ほど申しました二つの違いというのは、強いて性格を分別したということでございます。収入金額に入れるべきものと思つておられます。ただその際、やはり性格を考へてみれば、先ほど申しましたような違いがございまして、それから一つは、稲作転換奨励金につきましては、従来からの、いわば米作に対します大きな国の政策転換で、臨時、緊急の措置としてとられたということも、ここにはあつて配慮をされておると思ひます。

○近藤忠孝君 最後に、いまの答弁でもはつきりしたとおり、要するに考へ方の問題なんです。そうして申しますと、こういう考へができるんじゃないかと思ひます。稲作減反に伴う補助金、これはむしろ自給率を低めるような性格のものなんですけれども、しかし、これについては課税されない対策がされたわけですね。で、今回の場合は、むしろ自給率を高めるための措置なんです。日本農業をむしろ発展させる、そういう点から見ますと、政策的にはこれに対して十分税制上も保護すべきじゃないか、こういうように思ひますが、最後に御見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 生産を高めるといふために、麦等についてとられますものは、いわば価格を高くするというものでございまして。価格を高くするということは、税金の立場から申せば収入金額に入れたるべきものだということになります。それで、先ほどの稲作転換奨励金につきましては、むしろそういう要素が非常に少ないというところ、過去のいきさつと政策の大きな転換と

いう三つの要素を勘案しておりますので、やはりそこにはかなり違いがあると思つております。

○近藤忠孝君 いまの議論ですね、また細かな性格論争に戻つちゃうんですけれども、この際、大きく判断をして、本当に日本農業を守るといふ、こういう点から根本的な考へ方をもう少し前進させるように要望して質問を終わりたいと思ひます。

○栗林卓司君 農林省にお伺ひいたします。

すでに同僚委員の質問がありますから、重複を避けながら、二点お伺ひしたいと思ひます。一つは、麦作生産奨励補助金、それから大豆の生産奨励補助金、これについて税の立場から見ますと、これはいわば経常的な収入だから一時所得とは見れない。したがって、税の減免というわけにはいかぬという議論もあり、ところが、農家の立場から見ると、これは毎年決めるものだといふ不安定性がどうしてもこの補助金にはつきまといつてゐる。それから消費の面で見ますと毎年とにかく決めるのだといふのは、消費者の価格に反映されてこない。で、これは価格差補給的な性格があるといふながら、その制度の実態を完備してないんですから、したがって、値段の方はそれと構ひいなしなんだ、こういう姿を持つてゐるんじゃないかと思ひます。

そこで、食糧の自給という立場から考えますと、麦の場合おそろくとり得る対策というのは二つに分かれるのじゃないか、一つは、麦の消費を何に転換させるのか。もう一つは、麦の生産をどのように増強していくのか。これどちちらを見ても価格というものをひとつ織り込んでいかないと、長期的な政策が打ち立てられないのじゃないか。たとえば麦にしても、これは生活必需品なものですから、軽々に値段は上げていいかという議論はあるとしても、食糧自給の立場から消費を何らかに転換していかねばいかぬといふ場合には、値段をどうするかといふ問題を避けて通るわけにはいかぬわけです。片一方では生産を恒常的に増強するためにはどのぐらゐの価格水準で支持を

していくかということも避けて通るわけにはいかぬ、それに正面から取り組まないと、食糧自給といつても長期的な対策は打てないではないんだらうか。以上考えながら、この長期的な対策が打てないことというのは、農業経営が安定感を持ってないといふことになるわけですから、その意味で生産奨励補助金というのは何かしかしてやつたといふ感じをおのずから持ちがちなんですけれども、よく考へてみると、これは農家にとつて本当にそれを得ないわけですから、その点について御見解を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 麦を例にとつて申し上げますと、麦の生産を長期的に増強させるためにはもちろん価格も非常に重要でございまして。価格も重要でございまして、それに並んで重要なことは、現在のわが国の麦作の生産の状況を見てみますと、非常に小さい面積を個々に生産を行つておるという形でありまして。したがって、今後麦の生産を増強いたしますためには、どうしても大規模で、しかも、能率のいい大規模機械を使つての生産をやつていくという形の経営の形態をつくり上げなければならぬのではないかと思ひます。裏作でございまして、農家にとりましては、いろいろ裏作をやるよりも、あるいは兼業に出かけて行つた方が所得がはるかに高いという判断もございまして、したがって、本当に麦をつくるという観点から言いますと、規模を拡大しその生産コストを引き下げるといふ形の麦の生産形態をつくり上げていく、このためにはやはり麦と米との一貫的な栽培の形態をつくり上げる、あるいはまた、麦を本当につくろうとする者が麦をつくれるように、たとえば所有権の移転でございまして、あるいは一時貸借という形での利用権の集積を図り、そのもとで大規模機械を駆使した非常にコストの安い麦をつくり上げていくといふ、そういう生産形態をつくり上げること

は、やはり価格問題と並んで私は非常に重要な問題であらうかと思ひます。したがって、私たちが

ちが、いま集約的生産組織の育成等につきましても、本年度特に予算を大幅に計上いたしましたのも、あるいは先ほど申し上げましたように農振法を提案を申し上げて、所有権移転による規模拡大ではなくして、利用権の集積による規模拡大を図つて、麦をつくる者が麦をつくりやすくするといふ形での制度的あるいは奨励的、両方の面から麦作の生産を図つて今後の対策といたしたいといふふうに考へておるわけでございまして。

○栗林卓司君 いまコストのことをおっしゃつたのですけれども、農業従事者をどうやって、確保しようとするのか、農業従事者をどうやって、確保しようとするのか、これ同じようなことを言つていて違ふところがある。人間はそれぞれ生計を立てて生活の習慣もあれば、村々の風土もあるわけですから、そこでおっしゃる通りに、麦はなるべく広いところで大らかに機械使つてやれやと言つても、そういったものは世界の中でもごく限られた部分でしか成り立たなかつた農業ではないのか。何のために裏作といふことを麦で言うのか。それを考へますと、小さな面積でも、麦をつくりたい農家の行き方といふものをひとつ認めていかなければ、だつた広い麦畑はできても、日本から農村は消えてなくなつてしまふのじゃないのか。したがって、私は高いものをつくりたいといふことを言つてゐるつもりはありませぬけれども、申し上げてゐる気持ちは、日本でつくる農作物は高くつくといふことは、消費者も含めて覚悟してかからないと思ひます。その意味で、いまコストのところから大規模的な対策のお話があつたのですけれども、それ一本やりで本当にいま農家の後継者が見つかつていくのだから、その点についてはどう考へになりますか。

○政府委員(今村宣夫君) お話のように、食糧の生産を行いますために、それを担当いたしますのは農家でございまして、農家に本当に食糧生産を

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、順次御発言を願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十一分散会

二月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、台湾残置財産補償に関する請願(第一五五号)(第一九一号)(第二二四号)(第二四七号)

一、大和基地跡地の市民のための公共的利用に関する請願(第一七九号)

一、企業組合に対する課税の適正化に関する請願(第一八二号)(第一九八号)(第一九九号)(第二三〇号)(第二四三号)

一、国民金融公庫の定員増加等に関する請願(第一八四号)

一、青色申告個人企業の税制に関する請願(第一八九号)

一、フックド・ラッグ敷物の物品税廃止に関する請願(第一九〇号)

一、自動車損害賠償責任保険に関する請願(第二一〇号)(第二二一号)(第二二二号)(第二二二二号)(第二二四号)(第二二五号)(第二二六

号)(第二二七号)(第二二八号)(第二二九号)(第三〇〇号)(第三二二号)(第三二二二号)(第三二三号)

一、農業後継者に対する相続税の特例設置に関する請願(第二二七号)(第二三一号)

第一五五号 昭和五十年一月二十四日受理
台湾残置財産補償に関する請願(三通)

請願者 静岡市田町一ノ一〇五ノ三 大場 美恵外二名

紹介議員 神田 博君
この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一九一号 昭和五十年一月二十七日受理
台湾残置財産補償に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町三ノ四 六ノ二〇 楠瀬貞雄

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二二四号 昭和五十年一月二十八日受理
台湾残置財産補償に関する請願

請願者 大阪府吹田市津雲台五ノ一七D六 〇ノ四 吉井資直

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二四七号 昭和五十年一月三十日受理
台湾残置財産補償に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上甲子園二ノ一一 二三 岩佐直則

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一七九号 昭和五十年一月二十五日受理
大和基地跡地の市民のための公共的利用に関する請願

請願者 東京都東大和市桜が丘二ノ二二五 中西庄三郎外千六百七十七名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一八二号 昭和五十年一月二十五日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願(十通)

請願者 京都市中京区錦雲通東洞院西入 一連社町三〇三京都浴場組合理事 長 中谷重夫外九名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第一九八号 昭和五十年一月二十七日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町三ノ四ノ二二滋 賀県中小企業団体中央会会長 樋口彦三郎

紹介議員 河本嘉久蔵君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第一九九号 昭和五十年一月二十七日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願(二通)

請願者 三重県桑名市和泉六三九東海食品 企業組合代表理事 佐藤勇外一名

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第二三〇号 昭和五十年一月二十九日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 愛知県西尾市高砂町七幡豆衣料品 企業組合理事長 尾崎謙太郎

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第二四三号 昭和五十年一月三十日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 北海道函館市蝦夷野町四四函館道 林企業組合理事長 原田貞三郎

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第一八四号 昭和五十年一月二十七日受理
国民金融公庫の定員増加等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市西高師町字沢向一二 五 奈良九四雄外三百十九名

紹介議員 渡辺 武君
国民金融公庫の使命、業務が円滑に遂行されるよう、次の事項の実現を図りたい。

一、中小零細企業に対する緊急融資として、長期・低利かつ十分な資金の措置を公庫に対してとること。

二、公庫の定員を六百八十五名増員すること。

理由
一、公庫の融資先である中小零細企業者は、狂乱物価に加えて、底なしの不況で営業の危機に立たされ、倒産・操短・企業閉鎖などが増加している。

二、公庫の職場においては、増加する業務量に反し、昭和四十三年以降、人員増加がなされていないため、労働条件は悪化し、職員の疲労は蓄積し、内臓障害はもとより、「頸肩腕障害」患者が多発している。

第一八九号 昭和五十年一月二十七日受理
青色申告個人企業の税制に関する請願

請願者 名古屋市中区千代田三ノ八ノ三愛 知県青色申告会連合会内 伊藤奈

紹介議員 野々山一三君
昭和五十年年度税制改正に際しては、個人企業に關し、青色事業主控除十万円の大増引上げと、税率の大幅引下げを実施されたい。

理由
個人企業は、オイルショック、狂乱物価などで極めて困難な日々の道をたどり、社会の底辺でいろいろの重圧に苦しんでおり、真剣に対応策を考えているが、自助努力が効果あるためには、多くの施策が実施されなければならず、特に痛切に望

みたいのは税制である。

第一九〇号 昭和五十年一月二十七日受理

フックド・ラッグ敷物の物品税廃止に関する請願

請願者 岡山県津山市問屋町二五創美輸出

敷物株式会社内 森本重男外一名

紹介議員 加藤 武徳君

フックド・ラッグ敷物の物品税を全廃されたい。

理由

フックド・ラッグ敷物は、農山漁村の遊休労働によつて生産される手工芸品で、最近、一般家庭では生活の必需品となり、家庭生活に豊かな潤いをもたらすもので、しやし高級品ではない。然るに、他の敷物と同一視され、物品税の課税対象になつてゐることは非常に不合理である。徴税額も年額一億円に満たない。(資料添付)

第二一〇号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 岩手県盛岡市大沢川原一ノ一ノ二

三盛岡タクシー株式会社代表取締役

役社長 吉野睦男

紹介議員 岩動 道行君

自動車損害賠償責任保険の算定に当たつては、車種別保険料の調整を実施し、保険損害の五十パーセントをすべての自賠責保険対象車が平等に負担するようにされたい。また、自家保険組合制度をハイヤー・タクシー業界にも速やかに認められたい。

第二二一号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 石川県小松市土居原町一五四小松

タクシー株式会社代表取締役 北

村一郎

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二二号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 宮城県名取市手倉田字町裏六ノ

三有限会社増田タクシー代表取締役

役 増田孝

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二三号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 島根県大田市大田町大田イ四五一

ノ四大田タクシー有限会社社長

天崎正一

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二四号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 滋賀県大津市打出浜一ノ三滋賀県

旅客自動車協会内 森喜造

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二五号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 石川県金沢市尾山町九ノ一三石川

県旅客自動車協会内 増田鉄一

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二六号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 和歌山県御坊市南一五八南海交通

株式会社内 小池恭平

紹介議員 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二七号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 青森県十和田市稻生町一八ノ三四

十和田タクシー株式会社代表取締役

役 田中和宏

紹介議員 寺下 岩蔵君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二八号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 長崎県長崎市出島町一ノ二〇長崎県乗

用自動車協会長崎支部内 森平市

紹介議員 中村 禎二君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二九号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 長崎県佐世保市常盤町四ノ一八セ

ブントタクシー株式会社代表取締役

和田学

紹介議員 初村滝一郎君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二三〇号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市錦町三ノ二二宇和

島自動車株式会社社長 村重嘉三

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二三二号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願(二通)

請願者 滋賀県甲賀郡水口町松栄四ノ二七

水口自動車有限会社代表取締役

森喜造外一名

紹介議員 望月 邦夫君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二三三号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 愛知県豊橋市駅前大通一ノ一〇ノ

一〇五ノ二キングタクシー株式会社

社長 平野賢治

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二三三三号 昭和五十年一月二十八日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 和歌山県小松路一九四ノ一社団法人

和歌山県旅客自動車協会内 中

野勤

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二三七号 昭和五十年一月二十九日受理

農業後継者に対する相続税の特例設置に関する請願

請願者 大阪府東大阪市池島町三ノ一三ノ

一六 松田一重外千五百九十八名

紹介議員 中山 太郎君 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二三二一号 昭和五十年一月三十日受理

農業後継者に対する相続税の特例設置に関する請願

請願者 大阪府豊中市庄内東町五ノ一〇ノ

二四 辻治外四百八名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

二月十三日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月七日)

一、昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等に

ついての所得税及び法人税の臨時特例に関する

法律案(衆)

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等につ

いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法

律案

案

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金又は稲作転換協力特別交付金(以下「稲作転換奨励補助金等」という。)の交付を受けた場合には、当該個人の昭和四十九年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の稲作転換奨励補助金等の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約三億円である。

昭和五十年二月二十日印刷

昭和五十年二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H